

講義名	法学入門（商・経）/法学入門			授業形態	
担当教員	八木 雅史	開講期・曜日・時限	後期 木曜日 1時限		
		単位数	2	履修開始年次	1年生

主題と概要

社会とは、結局「個人対個人の関係」の集合体として成り立っている。（ただし、この場合の個人には法人（会社や団、地方自治体など）も含まれることを付け加えておく。）したがって、個々の「個人対個人の関係」のすべてが望ましいと考えられる（利害が調整された）状態になればこの社会はすばらしい社会になることである。そのような社会に少しでも近づいたためには、個々の「個人対個人の関係」をより良く調整するための道具が必要である。そして国家権力による強制力こそ有意義で非常に強力な道具となりうるのである。その目的を達成するために国家権力の発動をコントロールする社会的なシステムが法律なのである。

そして社会的「人間関係調整」システムとしての法律を学ぶということは、社会生活において発生しうるすべての「個人対個人」の紛争を具体的な『条文』に従って解決する（このことを『法律の適用』という。）方法を身につけるということである。本授業の主題もそのような技法を習得することにある。すなわち抽象的理論的な説明にできるだけ備することなく、具体的な『条文』を示しつつこれを身近な具体的事例に適用するという訓練を授業の一部に取り入れる。かかる実質的な要素もった本授業を提供することで、法的に物事を思考する習慣を身につけてもらいたい。今後のビジネスマンに必須の能力であろう。さらに討議を得た多くの身近な法律問題に絞られることを通じて社会の一員であることの興味とその責任を感じてもらおうことを主題としている。

また本授業をはじめ本学においての法律関連科目（民法、商法その他）の主たるテーマは、様々な種類の「取引」（経営、流通をも含む広い意味。）に関わる場面に限定しての「個人対個人の関係」を「法律が」という望ましい関係にしようとしているのか、そのためどのように国家権力の発動を「当事者間の状況に応じた具体的な権利や義務を生み出すことにより」調整にコントロールしているのかを理解することである。したがって専門基礎科目と位置づけられる本授業の果たすべき役割としては、今後他の法律関連科目を学ぶ前提として必要不可欠な取引に関わる法律上の基礎的知識の習得を内容とする。

到達目標

- (1)社会における「法的安定性」の意義を学び、社会生活ならびにビジネス活動において不可欠な法的基礎知識を修得することができるようになる。
- (2)他人との間で生じる様々なトラブルの予防および事後の適切な解決を図る能力を身につけることができるようになる。
- (3)社会人として要求されるコンプライアンス精神を身につけることができるようになる。

提出課題

毎回の授業中に課題を出し、担当教員の指示のもとワークシートを使い仕上げたうえで、レポートとして提出していただきます。

課題（レポートや小テスト等）に対するフィードバックの方法

提出された課題についての解説は、あらかじめ作成おいた解答例を授業終了時に配付するので、各自持ち帰ったうえで自分で答え合わせをしながら、同時に復習の時間としてもらう方法で行います。

評価の基準

基本的には、毎回の授業ごとに事例問題を内容とする課題を出します。担当教員の指示のもと、その課題の回答用で作成されたワークシートを授業中に仕上げたうえで、授業終了時に提出していただきます。成績評価は、毎回の提出物の評価と出席状況の総合評価とする。したがって、欠席が多ければそれだけ当然に成績評価は低くなることを理解しておくこと。

履修にあたっての注意・助言他

本授業は法律とは何たるかを学ぶために不可欠な法的思考方法および法学的基礎知識の習得を内容とするものです。したがって将来民法、商法その他の法律関連科目を履修しようと思う者は、あらかじめ本授業を履修しておくことが望ましい。そして本授業の成果は毎回の学習の積み重ねによって初めて得られるものである。よって毎回出席あるいは聴講して授業に参加することを重視するので留意するように。

教科書

・教科書は使用しません。・

参考図書

その他

教科書は使用せず配布資料を使って授業を行う。教室内において授業開始前に配布するので、各自で受け取っておくようにしてください。

授業計画

テーマ：私たちの日常生活と法律の関わりについて学ぶ

- 第1回 日本の法律（民法と私法という分類）
- 第2回 民法典との出会い（財産法と家族法）（『親族』という名の家族）
- 第3回 『親族』という名の家族（条文の役割と構造、民法239条などを例に）
- 第4回 『権利能力平等の原則』（人が生まれることの法的意味）
- 第5回 権利能力の終期（人が死ぬことの法的な意味）
- 第6回 法人の権利能力（法人って？人。なのよ！）
- 第7回 権利義務の視座（事件・出来事（事件が起これば人生が変わる？））
- 第8回 権利義務の視座（人の専断行為による権利義務の変動（そのつもりはなくても結果責任なのよ））
- 第9回 権利義務の視座（『法律行為』を作る）
- 第10回 意思能力と行為能力（たから未成年者は守られている！）
- 第11回 代理という制度の役割（貴方は本当に私なの？）
- 第12回 新権代理と表見代理（なりすました者となりすまされた者の責任？）
- 第13回 契約の役割（『契約社会』って何なのよ？）
- 第14回 契約自由という大原則（他人との関係はお好きなように）
- 第15回 具体的判決についての結果妥当性の保障（一般事項は裁判官の切り札！）

授業形態（アクティブ・ラーニング）

ア：PBL（課題解決型学習）	イ：反転授業（知識習得の要素を授業外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態）
ウ：ディスカッション、ディベート	エ：グループワーク
オ：プレゼンテーション	カ：実習、フィールドワーク
キ：その他（A～L型であるけども、以上の項目のいずれにも該当しない場合）	

準備学習（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間

本授業は、生活者あるいは消費者として、私たちがこの社会で生きていくうえで必要な法的な知識や思考方法に触れることを内容とする授業です。授業は、シラバスの授業計画に沿って進んでいくので、毎回の授業のテーマについて、あらかじめ自分で参考書等を使って調べたり、あるいは普段から新聞をよく読んでいるいるような社会問題についての問題意識を広く持つように心がけてください。（予習として2時間が必要）また受講後は、授業で配布されたレジュメや資料を参考にしながら、授業内容を何度も振り返って法的な思考方法に少しでも慣れるように努力してください。（復習として2時間が必要）

卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連

全学共通科目に関する本授業は、卒業認定・学位授与の方針である「流通科学大学の学生が卒業時に共通して身につけておくべき」以下の資質・能力の修得を目的としています。

- ・本学力ののびへこたらずの精神をもった人材
- ・本授業で学び、憲法上の基本的人権をはじめとする様々な権利により個人の尊厳を保障された存在としての自覚を持つことにより、何事にもへこたれない精神を培うことができるようになる。
- ・知識を応用し転用することができる、論理的思考力を持った人材
- ・本授業で学んだ法的知識を、他人との円満な人間関係の形成に役立てるための知恵として活かしていくことができるようになる。
- 目玉・自らの精神を持った人材
- ・本授業により、生活や社会活動上必要な様々な利益が法律を根拠とする諸権利により保障されている仕組みを学ぶことにより、一顧の社会人としての自覚と自信をもって行動することができるようになる。
- 仲間と協同して、物事を成し遂げることができる人材
- ・仲間と協同して、物事を成し遂げるためには、互いに相手の生活や利益を尊重し合う必要があり、そのためには法律を根拠とする互いの権利や義務を理解し、尊重し合う必要がある。そのような基本的認識を本授業において学ぶことに意義がある。

双方向授業の実施及びICTの活用に関する記述

実務経験の有無及び活用

備考

その他授業運営方法等の急な変更がある場合には、キャンパスクロスの講義連絡を通じて案内を出しますので、日ごろから注意をしておいてください。